

お勧めの助成金

としお社労士事務所
2021.12.20 作成

1. キャリアアップ助成金 【正社員化コース等】

- ▶ 契約社員を正社員に登用するなど、非正規雇用の従業員の雇用条件を改善する助成金です。例えば、以下のようなコースがあります。
- ▶ (1) 有期契約社員→正社員 (57万円<72万円>)
- ▶ (2) 有期契約社員→無期契約社員 (28.5万円<36万円>)
- ▶ (3) 無期契約社員→正社員 (28.5万円<36万円>)
- ▶ (4) 派遣社員→正社員 (85.5万円<108万円>)

* 一人当たりの金額で、< >内は生産性向上が認められる場合
(生産性が6%以上伸びている事業所)

条件：

正社員になる直前の契約社員での給料6ヶ月分と正社員後の給料6ヶ月分の合計額を比較し、5%以上アップしていること等。

2. 両立支援助成金 【育児休業等支援コース等】

【育児休業等支援コース】

- ▶ 女性従業員に育児休業を取得させた場合の助成金、更に職場復帰（原職）させた場合の助成金（中小企業対象）です。
- ▶ A. 育休取得時：28.5万円＜36万円＞
- ▶ B. 職場復帰時：28.5万円＜36万円＞

条件：取得時は3か月以上育児休業を取得させること。職場復帰時は現職に復帰させて6か月以上経過すること。支援プランの作成等。

【介護離職防止支援コース】

- ▶ A. 介護休業：57万円＜72万円＞
- ▶ B. 介護制度：28.5万円＜36万円＞

条件：介護休業は、引継ぎを行い対象労働者に5日以上の介護休業を取得させること。介護制度は、対象労働者に時間外の制限、時差出勤、深夜業制限等を6週間以上利用させること。支援プランの作成等。

3. 特定求職者雇用開発助成金 【特定就職困難者コース】

- ▶ 高年齢者（60～64歳）、母子家庭の母等に一人当たり60万円

高年齢者や、シングルマザー等を正規雇用することにより支給されます。短時間労働者（週20時間以上30時間未満）の場合は、40万円になります。

- ▶ 身体・知的障がい者（重度以外）一人当たり120万円
- ▶ 身体・知的障がい者（重度または45歳以上）精神障がい者一人当たり240万円

短時間労働者（週20時間以上30時間未満）の場合は、80万円になります。

正規雇用することにより支給されますが、精神障がい者の場合は手帳を持っていなくても対象となる場合があります。

4.人材開発支援助成金 【特定訓練コース】

- ▶ 従業員に資格やスキルを取得させたいが、お金がかかるので悩んでいる場合、人を育てることに関する助成金が用意されています。
- ▶ ①賃金助成：1時間当たり760円（中小企業以外380円）
- ▶ ②訓練経費助成：実費相当額の45%（中小企業以外30%）
- ▶ ③OJT実施助成：1時間当たり665円（中小企業以外380円）

職務に関連した専門的な知識・技能の習得を目的として、計画に沿って10時間以上の訓練を実施した場合に、経費の一部を助成するものです。

他にOFF-JTのみの一般訓練コースもあります。

5. キャリアアップ助成金 【諸手当制度等共通化コース】

- ▶ 有期雇用労働者等に関して、正規社員と共通の諸手当の制度を新たに設けたり、「法定外の健康診断制度」を新たに設け、延べ4人以上実施した場合の助成金です。

一事業所当たり38万円<48万円>

法定外の健康診断制度とは、

①雇い入れ時健康診断 ②定期健康診断 ③人間ドック制度 を行い、費用を全額事業主が負担していることが条件となります。

料金のご案内

申請プランA（月額顧問プランをご利用中のお客様）

当プランは、社労士顧問プランをご利用中のお客様のみが利用できるプランとなります。

料金名称	ご利用料金
着手金	無料
受給時報酬	助成金受給額の10%

申請プランB（助成金申請のみのスポットでご依頼のお客様）

当プランは、月額顧問サービスのご利用がない場合で、スポット的に利用頂けるプランです。ただし、事業所の状況等によりスポット的なご対応ができかねる場合もございますので、その場合はご了承願います。

料金名称	ご利用料金
着手金	15,000円
受給時報酬	助成金受給額の15%